

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
雲仙市瑞穂町	西郷③地区 (宮ノ地、東原、上木場、中木場、下木場)	令和2年12月10日	令和2年3月19日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	176.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	90.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.4 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・集落農業者の高齢化や後継者不在、集落内の農業担い手が顕著であり、今後農業を継続していくことが困難である。 ・農業機械の老朽化により、営農ができず農業を継続できない。 ・米価の低迷により、以前のように個人向け販売が減少した。 ・イノシシやヒヨドリといった鳥獣被害が多く発生している。 ・不在地主の農地が山林化している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>今後は、集落営農組織の発展による農地を集約し集団化する。また、集落内の農業者で離農する農家の農地については、集落内の担い手に貸付けるとともに、営農意向がある地区外の担い手や商社の受入れを検討する必要がある。</p>
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
計	28経営体、2組合		248.1 ha		255.5 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、平成30年度に実施された農地利用最適化アンケートの結果では、1筆、261㎡となっている。</p>
<p>○農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を中間管理機構に貸しつける。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時的な保全管理や新たな受け手への貸しつけを進められるように、農地中間刈り機構を通じて中心経営体への貸付けを推進する。</p>
<p>○基盤整備への取組方針 西郷土地改良区における基盤整備実施ほ場は完了しているが、基盤整備地区外については貸付けが可能となるように、国・県及び市の補助事業を活用し、整備を推進する。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。 国の鳥獣被害防止総合対策によるWM柵の設置や市の光り輝く雲仙力アップ事業等を活用し、農作物への被害防止に努める。また、地元猟友会に依頼し、箱わな等による捕獲・駆除を行う。</p>